

神栖市国際交流協会有料広告掲載取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神栖市国際交流協会（以下「協会」という。）が発行する印刷物、ホームページ等に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際交流情報誌「きい～ふぁ」
- (2) 協会ホームページ
- (3) その他随時発行する印刷物等で、広告媒体として活用できると認められるもの

(掲載できる広告)

第3条 掲載することのできる広告は、公序良俗に反しないものでなければならない。

2 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) その他不相当と会長が認めるもの

(広告の募集)

第4条 広告を募集するときは、協会のホームページ等に募集内容等を掲載するものとする。

(掲載順位等)

第5条 広告掲載の順位は、原則として受付順とする。

(広告の割付)

第6条 掲載する広告の割付は、広報委員長が行う。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格、掲載料は、別表1のとおりとする。

2 第2条第3号に掲げる広告媒体に係る広告の規格等については、その実情に応じて定める。

(掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、国際交流協会広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、申

込締切日までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、協会に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載審査会(以下「審査会」という。)に諮り、掲載の可否を決定し、国際交流協会広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(審査会)

第9条 掲載する広告について掲載の可否を審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、広告の選定について審議し、会長に報告しなければならない。
- 3 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 常務理事
 - (2) 広報委員長
 - (3) 事務局長
 - (4) その他事務局長が指名する者

(掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた者は、会長の指定する日(以下「指定日」という。)までに、広告掲載料を協会事務局に納入しなければならない。

(掲載料の還付)

第11条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(申込者の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

- 2 広告原稿等の作成経費は、申込者が負担するものとする。

(掲載の取消し)

第13条 会長は、指定日までに広告掲載料の納入がなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成19年9月26日から施行する。
- 2 国際交流情報誌「きい～ふぁ」広告掲載取扱要項(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

別表 1 (第 7 条関係)

広告媒体	掲載位置	規 格	広告掲載料
国際交流情報誌 「きい～ふあ」	表紙及び最終 ページを除く	縦 5cm×横 9cm	5,000 円
		縦 5cm×横 18cm	10,000 円
協会ホームページ	メインページ	縦 60ピクセル×横 150 ピクセル 10kb 以内, GIF 又は JPG	5,000 円/月

様式第 1 号(第 8 条関係)

神栖市国際交流協会広告掲載申込書

年 月 日

神栖市国際交流協会 会長 様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称) 印

電話番号

担当者名

広告の掲載について、原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 国際交流情報誌「きい～ふあ」

掲載号	年「きい～ふあ」第 号
規 格	

2 ホームページ

掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
規 格	

3 その他

--

様式第2号(第8条関係)

神栖市国際交流協会広告掲載決定通知書

年 月 日

様

神栖市国際交流協会 会長 印

年 月 日付で申込のありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

- (1) 広告媒体
- (2) 掲載期間
- (3) 広告掲載料は、国際交流協会事務局に現金で納入すること。

掲 載 料 : 円

納入期限 : 年 月 日 午前・後 時

- (4) 広告媒体の発行上、運営上重要な変更、支障が生じたときは、この決定通知を変更、又は解除することができる。
- (5) (4)による決定通知の変更又は解除の結果、申込者に損害が生じてても、協会は賠償の責任を負わない。

2 掲載しない。

理由